

ICT見守りサービス※

導入支援事業のご案内

ICTを使った見守りサービスの導入経費等の一部を助成します

※コンピューターやインターネット、通信ネットワーク使って高齢者の生活をそっと見守るサービスです。

助成額

3 (上限)
万円

対象者1人につき・1回限り
1契約につき対象者1人まで

対象となる方

今治市の住民基本台帳に記載され、
次の**1**～**3**のいずれかに該当する方

1 65歳以上のひとり暮らしの高齢者

2 65歳以上の高齢者のみの世帯であって、寝たきりの高齢者が1人以上おり、かつ、寝たきりの高齢者以外の高齢者が1人以下である世帯の構成員

3 身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者のみの世帯の構成員

1～**3** 以外の方でも同程度の見守りが必要な場合はご相談ください。

■市税を滞納している方および今治市緊急通報システム整備事業実施要綱に基づく緊急通報装置が貸与されている方は対象外です。

■対象者本人のほか、市外・県外にお住まいの親族の方も申請可能です。(詳しくは裏面をご覧ください。)

対象となる費用

ICT機器を活用した見守りサービスの
「初期導入費用」+「初月利用料」

見守り機器の例

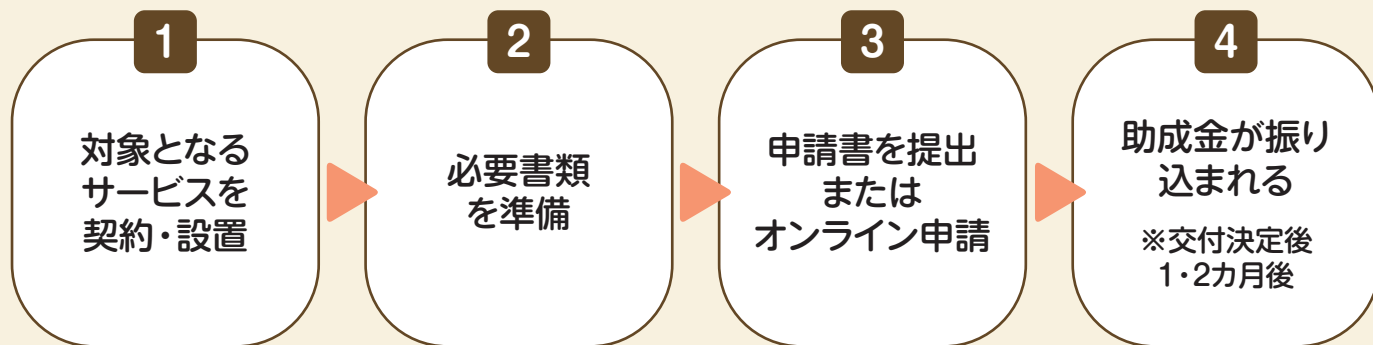
- 人の動きを検知し、一定時間動きがないと通知
- 玄関ドア・冷蔵庫の開閉状況を通知
- 照明の利用状況から安否を確認
- カメラ・センサーで遠隔から見守り



申請期間 令和8年10月1日(木)～令和9年2月26日(金)

※この期間中に購入(契約・設置)及びサービス開始したものが対象です。

申請の流れ



申請できる方

対象者本人、または本人の同意を得た親族

※市外・県外にお住まいの親族の方も申請可能です。

申請方法

● 書類で申請

申請書は福祉政策課
でお渡しします。
(ホームページにも掲載)



または

● オンラインで申請

今治市のひら市役所から
申請できます。



こちらから

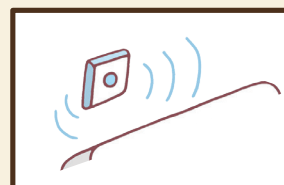
申請に必要なもの

✓ 領収書等の写し

助成対象経費の額、契約
日、サービス開始日等が
分かるもの



✓ ICT機器を設置した ことが分かる写真



注意事項

申請には同意・誓約事項があります。同意・誓約いただけない場合は、申請をお受けできません。

福祉政策課

今治市別宮町1丁目4番地1 本庁第1別館5階
Eメール fukusis@imabari-city.jp

TEL 0898-36-1525

(平日 8:30~17:15)

FAX 0898-32-5211(代)